

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 保険料軽減特例等の見直しについて

### ■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円＋（27万円×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円＋（49万円×世帯の被保険者数）	2割軽減

【平成30年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円＋（ <b>27万5千円</b> ×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円＋（ <b>50万円</b> ×世帯の被保険者数）	2割軽減

### ■ 所得割の軽減割合が見直しされました

- 保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

【平成30年度から】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	<b>軽減なし</b>

### ■ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

【平成30年度から】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	<b>5割軽減</b>

▼ 所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

### ■ 1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

- 保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

平成29年度	→	平成30年度
57万円		62万円

お問い合わせ先

\* 北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階  
電話 011-290-5601

\* 剣淵町役場  
住民課戸籍年金医療グループ  
電話 0165-34-2121